

平成27 年度以降の独立行政法人評価制度について

1. 独立行政法人評価委員会の廃止への対応

平成26年6月13日の独立行政法人通則法等の改正に伴い、平成27年度より、各府省の独立行政法人評価委員会が廃止され、

- ・ 主務大臣が各独立行政法人の自己評価結果を活用しつつ、独法評価を実施する
- ・ 主務大臣は当該評価を行う際には、必要に応じて、外部有識者の知見の活用を図る（「独立行政法人の評価に関する指針」平成26年9月2日総務大臣決定）こととされており、文部科学省においては「政策評価に関する有識者会議」（平成13年6月4日文部科学大臣決定）において外部有識者の知見の活用を図る。

2. 政策評価に関する有識者会議の体制

(1) 総会

原則として、年度末に1回開催し、政策評価に関する基本計画や翌年度の政策評価に関する実施計画等について助言をいただく。

(2) 分科会

各局課が作成する事後評価結果や行政事業レビュー、独立行政法人の自己評価結果等を踏まえ、文部科学省の政策を横串にし、

- ・ 施策・事業の目的や目標は中期的な観点で明確になっているか
- ・ 政策目標・施策目標と事業との整合性や類似事業との適切な役割分担が確保されているか
- ・ 予算以外の手段との効果的な組合せは図られているか

などの観点から、PDCAサイクルが適切に実現されているか助言をいただく。

分科会は、「生涯学習・初等中等教育分科会」「スポーツ・文化分科会」「高等教育・科学技術・学術分科会」の3つ。

(3) ワーキングチーム（WT）

各独立行政法人の評価にあたり助言をいただく観点から、各独法についてWTを置く。

3. WTで有識者の知見を活用する事項

事 項	事業団法第26条において準用する独法通則法
①中期目標の策定及び変更	第29条第1項
②中期計画及び中期計画の変更についての認可	第30条第1項
③中期計画の変更の命令	第30条第3項
④年度評価、見込み評価、期間実績評価	第32条第4項
⑤評価結果に基づいて命ずる、法人が講ずべき措置	第32条第6項
⑥中期目標期間終了時の所要の措置についての意見	第35条第1項

※平成26年度まで文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見聴取を行うとしていた事項のうち、「助成業務方法書に係る認可」「助成勘定における財務諸表等の承認」「借入金及び私学振興債権に係る認可」「償還計画に係る認可」については、法人を政策の実施機関と位置づけ、政策の責任主体である主務大臣の役割強化という改正の趣旨に鑑み、意見聴取規定は置かないこととされた。

政策評価に関する有識者会議体制図

